

北区教育委員会 教育長 清正 浩靖 殿

北区児童相談所等複合施設基本計画（案）及び 子育て世帯への臨時特別給付金に関する要望書

2021年12月10日

日本共産党北区議員団 幹事長 山崎たい子

教育行政に対する日頃のご尽力に敬意を表します。

北区として初めて整備する児童相談所と一時保護所に、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを併設した児童相談所等複合施設（以下「複合施設」）は、コロナ禍による相談件数が増加する中、子どもの権利擁護にふさわしい人的体制を整え、住民に身近な北区の施設として、一日も早い開設が望まれています。

旧赤羽台東小学校跡地を活用した複合施設の整備については、2020年7月に基本構想が策定され、先の2021年第4回定例会文教子ども委員会で、基本計画（案）が初めて公表されました。基本構想では延べ床面積を約5000㎡としていましたが、基本計画（案）では相談件数の増加をふまえ6750㎡に拡張し、階数を4階としました。開設時期も、隣接の周辺まちづくりとの一体性を図る必要から、児童相談所と一時保護所が2026年度末頃、その他の施設は2026年夏頃へと延期されています。

とりわけ基本構想策定時と大きく変わったのは、周辺まちづくりとの関係です。今年の3月に、学校跡地の半分とURの土地を一体的に活用する計画が示されていましたが、先の第4回定例会建設委員会には、学校跡地を南北方向に斜めに分割し、複合施設に接近して約300戸の民間分譲マンションを誘致する計画図が示されました。

こうした経過をふまえ、党区議団は先の定例会において、基本計画（案）に関わる3つの問題点を指摘したところです。

第1に、虐待をはじめ、様々な課題を抱える子どもたちやその家庭を支援する複合施設は、周囲の環境にも細心の配慮が必要であり、敷地分割線を再検討する必要があること。

第2に、敷地分割にあたっては複合施設を所管する教育委員会と、まちづくりを所管する区長部局が十分な意思疎通を図る必要があるにもかかわらず、総合教育会議は開かれず、URとの協議にも教育委員会の代表が参加していないこと。

第3に、区民からパブリックコメントを募集したのは敷地分割線が示される前の基本構想（素案）

の段階であり、基本計画(案)については、区民への情報開示や意見聴取の機会がないまま、12月に開かれる教育委員会で決定される予定であること。

これらの課題を解決するため、基本計画(案)の扱いについて、以下、申し入れるものです。

なお、あわせて、子育て世帯への臨時特別給付金の支給についても要望いたします。

記

1、北区児童相談所等複合施設基本計画（案）について

- (1) 区民への説明責任を果たすとともに、あらためてパブリックコメントに付すなどして住民意見の聴取を行うこと。
- (2) 子ども・子育て会議においても十分な議論と検討を行うこと。
- (3) 12月の教育委員会で、基本計画を拙速に決定しないこと。

2、子育て世帯への臨時特別給付金の支給にあたって

- (1) 5万円の現金給付を迅速に行い、残りの5万円についても現金給付とすること。
- (2) 申請を必要とし、来年1月以降となる高校生のみ世帯などへの支給については、分割せずに10万円を現金給付すること。

以上